

交通安全テスト (中学・高校生用)

- ① 本年4月の道路交通法の改正により、全年齢に対し、自転車利用時の〇〇〇〇〇〇着用が努力義務化された。

○ に当てはまる言葉を答えましょう。

答え

○ ○ ○ ○ ○

- ② 令和3年中、大阪府下では自転車乗用中に交通事故で亡くなった方（27人）の74%が〇〇を負傷している。

○ に当てはまる言葉を答えましょう。

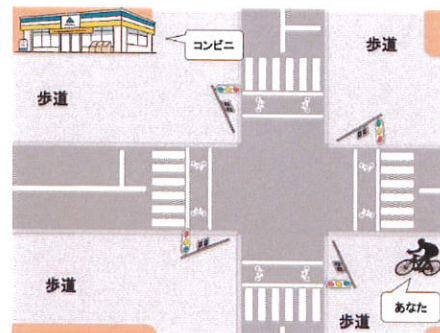
答え

○ ○

- ③ あなたは、自転車を運転しコンビニへ向かっています。

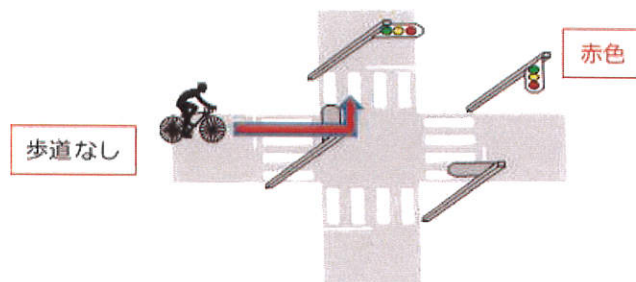
コンビニへの正しい通行方法を線で書きこみましょう。

（歩道には「自転車通行可」の標識があるものとします。）



- ④ 歩道のない道を自転車で走っている時に、信号が赤色でも、下の図のように矢印方向へ進むのは信号無視とならない。

正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。



- ⑤ 自転車を運転しているときに、踏切の遮断機が閉じようとしているときや、閉じていたり、警報機が鳴っている間に踏切内に進入する行為は、法律違反である。

正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。

交通安全テスト解説 (中学・高校生用)

- ① 本年4月の道路交通法の改正により、全年齢に対し、自転車利用時の〇〇〇〇〇着用が努力義務化された。

○ に当てはまる言葉を答えましょう。

★解説★

○ に入る言葉は「ヘルメット」です。

道路交通法の改正により、全ての年齢層にヘルメット着用が努力義務化されます。

(令和4年4月27日公布、1年以内施行。)

- ② 令和3年中、大阪府下では自転車乗用中に交通事故で亡くなった方(27人)の74%が〇〇を負傷している。

○ に当てはまる言葉を答えましょう。

★解説★

○ に入る言葉は「頭部」です。

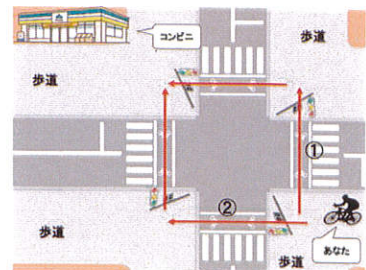
もしも交通事故に遭った時に自分の命を守るために、自転車に乗る時は被害を軽減するヘルメットを必ず着用しましょう。

- ③ あなたは、自転車を運転しコンビニへ向かっています。
コンビニへの正しい通行方法を線で書きこみましょう。
(歩道には「自転車通行可」の標識があるものとします。)

★解説★

自転車で横断歩道を通行する時、自転車横断帯がある場合は、自転車横断帯を通過して横断しなければなりません。

右の図のように、①、②どちらのルートからでも行けますが、必ず自転車横断帯を通行しましょう。



- ④ 歩道のない道を自転車で走っている時に、信号が赤色でも、下の図のように矢印方向へ進むのは信号無視とならない。

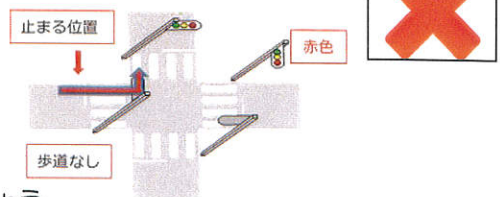
正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。

★解説★

自転車は車の仲間です。

左折する時には、対面の信号機が青になってから曲がらないといけません。

図のように、赤信号で左折すると信号無視になりますので、信号が青色になるまで停止線の手前で待ちましょう。



- ⑤ 自転車を運転しているときに、踏切の遮断機が閉じようとしているときや、閉じていたり、警報機が鳴っている間に踏切内に進入する行為は、法律違反である。

正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。

★解説★

遮断踏切に立ち入るのは、「遮断踏切立入」という違反にあたり交通切符(赤切符)の対象となる危険な行為です。また、14歳以上は信号無視や遮断踏切立入等15類型の違反を繰り返せば、自転車運転者講習を受けなければいけません。



＜交通安全テスト＞

解答・解説（中学・高校生用）

- ① 本年4月の道路交通法の改正により、全年齢に対し、自転車利用時の〇〇〇〇〇〇着用が努力義務化された。

○ に当てはまる言葉を答えましょう。

【問題のポイント】

- ★ 自転車に乗るときは、自分の体を守るために必ず乗車用ヘルメットをかぶりましょう。
道路交通法の改正により、全ての年齢層にヘルメット着用が努力義務化されます。
（令和4年4月27日公布、1年以内施行。）

【関係法令等】

- 道路交通法 第63条の11（児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項）
児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。（児童～6歳以上13歳未満、幼児～6歳未満）
- 交通の方法に関する教則 第3章第1節1（自転車に乗るに当たっての心得（抜粋））
（8） 子供の保護者は、子供が自転車を運転するときや、幼児を幼児用座席に乗せるときは、子供に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。また、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せるときは、シートベルトを着用させましょう。
（9） 自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットなどの交通事故による被害の軽減に資する器具を着用するようにしましょう。

＜指導のポイント＞

ヘルメットは頭部を守る大切なアイテムです。
ヘルメットはサイズの合ったものを選び、あごひもをしっかりと締め、正しくかぶりましょう。
自転車に乗るときは、子供も大人も万一の事故や転倒に備えてヘルメットをかぶりましょう。

- ② 令和3年中、大阪府下では自転車乗用中に交通事故で亡くなった方（27人）の74%が〇〇を負傷している。

○ に当てはまる言葉を答えましょう。

【問題のポイント】

- ★ 令和3年中の大阪府下の交通事故で、自転車に乗っていて
- 亡くなられた方の全員がヘルメット非着用
 - 負傷された方の約93%がヘルメット非着用
- との結果が出ています。
また、大阪府下の交通事故全死者数140人中、自転車乗用中が27人で、その内の約74%にあたる20人が頭部負傷です。
さらに、頭部負傷者の全員がヘルメット非着用でした。

＜指導のポイント＞

ヘルメットを着用することで、頭部の被害を軽減することができ、助かる命があるかもしれません。
自転車に乗る時は、自分自身のために必ずヘルメットを着用しましょう。

- ③ あなたは、自転車を運転しコンビニへ向かっています。
コンビニへの正しい通行方法を線で書きこみましょう。
（歩道には「自転車通行可」の標識があるものとします。）

【問題のポイント】

- ★ 自転車は、自転車横断帯がある場所では、自転車横断帯を通して横断しなければなりません。

【関係法令等】

- 道路交通法 第63条の6（自転車の横断の方法）

自転車は、道路を横断しようとするときは、自転車横断帯がある場所の付近においては、その自転車横断帯によって道路を横断しなければならない。

- 道路交通法 第63条の7（交差点における自転車の通行方法（抜粋））

第1項

自転車は、前条に規定するもののほか、交差点を通行しようとする場合において、当該交差点又はその付近に自転車横断帯があるときは、第17条第4項、第34条第1項及び第3項並びに第35条の2の規定にかかわらず、当該自転車横断帯を進行しなければならない。

- 交通の方法に関する教則 第3章第2節1（自転車の通るところ（抜粋））

(5) 道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯があれば、その自転車横断帯を通行しなければなりません。また、横断歩道は歩行者の横断のための場所ですので、横断中の歩行者がいかなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、自転車に乗ったまま通行してはいけません。

<指導のポイント>

自転車横断帯がある場合は、自転車横断帯を通して道路を渡りましょう。

- ④ 歩道のない道を自転車で走っている時に、信号が赤色でも、下の図のように矢印方向へ進むのは信号無視とならない。

正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。

【×】

【問題のポイント】

★ 自転車で左折する時は、信号を守らなければなりません。

【関係法令等】

- 道路交通法 第7条（信号機の信号等に従う義務（抜粋））

道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければならない。

- 道路交通法施行令 第2条第1項・第4項（信号の意味等（概要））

青色の灯火

自転車は、直進をし、又は左折することができること。

赤色の灯火

自転車は、停止位置を越えて進行してはならないこと。

- 停止位置とは、次に掲げる位置（道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前）をいう。

「交差点（交差点の直前に横断歩道等がある場合においては、その横断歩道等の外側までの道路の部分を含む。）の手前の場所にあつては、交差点の直前

<指導のポイント>

自転車で交差点を左折するときは、しっかり信号を守りましょう。

信号が赤色の場合、車道を走っているときは停止線の直前で止まり、信号が青色に変わってもすぐ進み始めるのではなく、周りの安全確認をしてから進むようにしましょう。

また、交差点の手前で停止している車やゆっくり進んでいる車があるときは、その前に割り込んだり、これらの車の間を縫って前へ出たりしてはいけません。

- ⑤ 自転車を運転しているときに、踏切の遮断機が閉じようとしているときや、閉じていたり、警報機が鳴っている間に踏切内に進入する行為は、法律違反である。

正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。

【○】

【問題のポイント】

★ 遮断踏切に立ち入る行為は、交通切符（赤切符）の対象となる危険な違反行為です。

また、14歳以上は信号無視や遮断踏切立入等15類型の違反を繰り返せば、自転車運転者講習を受けなければいけません。

【関係法令等】

- 道路交通法 第33条（踏切の通過）

第1項

車両等は、踏切を通過しようとするときは、踏切の直前（道路標識等による停止線が設けられて

いるときは、その停止線の直前。以下この項において同じ。)で停止し、かつ、安全であることを確認した後でなければ進行してはならない。ただし、信号機の表示する信号に従うときは、踏切の直前で停止しないで進行することができる。

第2項

車両等は、踏切を通過しようとする場合において、踏切の遮断機が閉じようとし、若しくは閉じている間又は踏切の警報機が警報している間は、当該踏切に入ってはならない。

- 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意（抜粋））

(6) 踏切では、一時停止をし、安全を確かめなければなりません。踏切では、自転車を押して渡るようにしましょう。

- 道路交通法 第108条の3の4（自転車運転者講習の受講命令（抜粋））

公安委員会は、自転車の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為であって道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるものを反復してした者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる第108条の2第1項第14号に掲げる講習を受けるべき旨を命ずることができる。

※ 道路交通法第108条の2第1項（講習）

公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行うものとする。

第14号～自転車の運転による交通の危険を防止するための講習

～政令で定めるもの～

- 道路交通法施行令 第41条の3（危険行為）

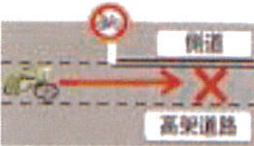
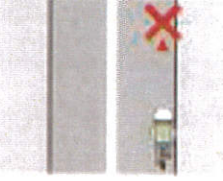
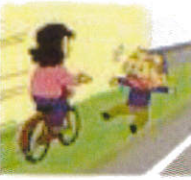
法第108条の3の4の政令で定める行為は、自転車の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。

- 1 法第7条（信号機の信号等に従う義務）の規定に違反する行為
- 2 法第8条（通行の禁止等）第1項の規定に違反する行為
- 3 法第9条（歩行者用道路を通行する車両の義務）の規定に違反する行為
- 4 法第17条（通行区分）第1項、第4項又は第6項の規定に違反する行為
- 5 法第17条の2（軽車両の路側帯通行）第2項の規定に違反する行為
- 6 法第33条（踏切の通過）第2項の規定に違反する行為
- 7 法第36条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為
- 8 法第37条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為
- 9 法第37条の2（環状交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為
- 10 法第43条（指定場所における一時停止）の規定に違反する行為
- 11 法第63条の4（普通自転車の歩道通行）第2項の規定に違反する行為
- 12 法第63条の9（自転車の制動装置等）第1項の規定に違反する行為
- 13 法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項の規定に違反する行為（法第117条の2第1号に規定する酒に酔った状態とするものに限る。）
- 14 法第70条（安全運転の義務）の規定に違反する行為
- 15 法第117条の2第6号又は法第117条の2の2第11号の罪に当たる行為（妨害運転）

<指導のポイント>

自転車運転者講習の対象となる危険行為

下図に示されている15の違反行為は、自転車運転者講習制度の危険行為として定められています。

1 信号無視 	2 通行禁止違反  道路標識で自転車の通行が禁止されている道路を通行する行為など	3 歩行者用道路における車両の義務違反 (徐行違反) 
4 通行区分違反  道路の中央から右側部分を通行する行為など	5 路側帯通行時の歩行者の通行妨害  自転車が通行できる路側帯で歩行者の通行を妨げるような進路と方法で通行する行為	6 遮断踏切立入り 
7 交差点安全進行義務違反等  優先道路を通行する車両等の進行を妨害する行為など	8 交差点優先車妨害等  交差点で右折時における、直進又は左折車両等の進行を妨害する行為	9 環状交差点安全進行義務違反等  環状交差点内を通行する車両等の進行を妨害する行為など
10 指定場所一時不停止等 	11 歩道通行時の通行方法違反  歩道通行時に歩行者の通行を妨害する行為など	12 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転  ブレーキ装置がなかったり、ブレーキの性能が不良な自転車で走行する行為
13 酒酔い運転 	14 安全運転義務違反  ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、また他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為、携帯電話を使いながら通行して、事故を起こした場合にも適用されることがあります。	15 妨害運転 (交通の危険のおそれ、著しい交通の危険) 